

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
機能保全技術高度化検討業務

特別仕様書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 機能保全技術高度化検討業務（以下、「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1-2条	本業務は、農業水利施設の機能保全の高度化を図るため、最新の技術動向及び実証データの分析成果を踏まえ、「農業用施設機械（ポンプ設備）における状態監視の手引き（案）」及び「UAVを活用した機能診断調査マニュアル（案）」の改定を行うものである。														
(場 所) 第1-3条	本業務の対象となる場所は、千葉県柏市根戸471-65である。														
(一般事項) 第1-4条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。														
(管理技術者) 第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		博士	当該業務に関連する学術部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木														
博士	当該業務に関連する学術部門														
(照査技術者) 第1-6条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td></td></tr></table> (2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画書・照査計画作成時点	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		博士	当該業務に関連する学術部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木														
博士	当該業務に関連する学術部門														

項 目	内 容																																
	2) 「農業用施設機械（ポンプ設備）における状態監視の手引き（案）」の改定検討完了時点 3) 「UAVを活用した機能診断調査マニュアル（案）」の改定検討完了時点 4) 報告書とりまとめ時点 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。																																
(担当技術者) 第1-7条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。																																
(配置技術者の確認) 第1-8条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画の配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																																
(保険の加入) 第1-9条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																																
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																																
	<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>監修・発行所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td><td>令和5年4月</td></tr><tr><td>2</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」</td><td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td><td>令和8年3月</td></tr><tr><td>3</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」</td><td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td><td>平成28年8月</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」</td><td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td><td>令和7年6月</td></tr><tr><td>5</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」</td><td>農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td><td>平成28年8月</td></tr><tr><td>6</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td><td>平成22年6月</td></tr><tr><td>7</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゴム堰）」</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td><td>平成25年4月</td></tr></table>	番号	名 称	監修・発行所	制定(改訂)年月	1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和5年4月	2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和8年3月	3	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	平成28年8月	4	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和7年6月	5	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	平成28年8月	6	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成22年6月	7	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゴム堰）」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成25年4月
番号	名 称	監修・発行所	制定(改訂)年月																														
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和5年4月																														
2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和8年3月																														
3	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	平成28年8月																														
4	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和7年6月																														
5	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	平成28年8月																														
6	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成22年6月																														
7	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゴム堰）」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成25年4月																														

項 目	内 容			
	8	農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	令和8年4月
	9	農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成25年4月
	10	農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成25年5月
	11	農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成25年5月
	12	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 [計画編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	平成30年3月
	13	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [開水路編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	平成30年3月
	14	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [パイプライン編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	平成30年3月
	15	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [頭首工編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	平成30年3月
	16	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [水路トンネル編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	平成30年3月
	17	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [ポンプ場編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	平成30年3月
	18	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [ゲート設備編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	令和3年6月
	19	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [ゴム堰編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	令和3年6月
	20	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [ポンプ設備編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	令和3年6月
	21	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [除塵設備編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	令和3年6月

項 目	内 容			
(参考図書) 第2-2条 (貸与資料等) 第2-3条 第3章 作業内容 (作業項目及び作業条件) 第3-1条 (作業の留意点) 第3-2条	22	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [電気設備編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	令和3年6月
	23	農業水利施設の機能保全に関する 調査計画の参考資料 調査編 [水管理制御設備編]	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所保全技術センター	令和3年6月
	本作業の参考にする図書は共通仕様書第2-1条によるものとする。			
	貸与資料は、次のとおりである。			
	番号	分類	資 料 名	数量
	1	業務報告書	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 現場技術業務	1式
	2	業務報告書	令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 スtockマネジメント高度化推進情報検討業務	1式
	3	業務報告書	農業用ポンプの状態監視技術（振動診断、潤滑油診断等）に関する実証事例	1式
	4	業務報告書	UAV を活用した機能診断調査の実証事例	1式
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。			
	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1の作業項目内訳表に示すとおりである。			
	【作業項目表】			
	作 業 項 目			数量
	1 業務準備			1式
	2 「農業用施設機械（ポンプ設備）における状態監視の手引き（案）」の改定検討			1式
	3 「UAV を活用した機能診断調査マニュアル（案）」の改定検討			1式
	4 照査			1式
	5 点検とりまとめ			1式
	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 電算機を使用する場合には、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。			

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第3-3条	(4) 第2-1条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料ならびに受注者が有する資料等を適用又は参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(1) 打合せ時期 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階（業務計画作成時、照査計画作成段階） 第2回 中間打合せ（各作業項目の整理方針の設定段階） 第3回 中間打合せ（各作業項目の整理方針の確定段階） 第4回 中間打合せ（各作業項目のとりまとめ（案）策定段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せの方法 方法：Web会議による打合せ
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき「設計業務等の電子納品要領（案）」により作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R又はBD-R）正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 (3) 要約版 1部
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。

項 目	内 容
(業務スライドの試 行) 第6-2条	(5)関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6)その他重要な変更が生じた場合。 (1)本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。 (2)発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3)発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4)変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5)(2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6)予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7)(6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8)(4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
(再調査) 第7-2条	調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命じる事がある。 この場合、変更協議の対象としない。

令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
機能保全技術高度化検討業務

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1 業務準備	貸与資料の内容把握・整理を行うとともに、業務に必要な各種資料の収集を行い、業務実施計画を作成する。	1 式	
2 「農業用施設機械（ポンプ設備）における状態監視の手引き（案）」の改定検討	本手引きについて、策定（令和3年3月）以降の調査研究、他分野の動向及びストックマネジメント高度化事業の実証事例を踏まえ、従来の絶対評価主体の状態監視から傾向管理を重視した手法への移行を視野に、管理基準の統一及び対応アクションの明確化を目的として改定案を作成する。 （1）技術動向調査 農業用ポンプの状態監視技術（振動診断、潤滑油診断等）に関する調査研究及び技術動向並びに、発電設備、上下水道等他分野の手法を整理する。 （2）実証データの整理及び課題整理 過年度データに新規に収集した潤滑油診断17データ及び振動診断11データを統合し、同一手法により再整理する。 再整理は分解点検結果との一致性（過検出、見逃し）の観点で実施する。 評価結果を踏まえ、管理基準の妥当性及び課題（判定のばらつき、過検出・見逃しの要因）を整理する。 また、本データは単時点評価が中心であり、傾向管理への適用に課題があるため、その整理を行う。 （3）有識者検討 （1）（2）を踏まえ、有識者と以下について意見交換を行い、その結果を整理する。 なお、有識者の選定及び参加の確保は発注者が行うものとする。 ・傾向管理の手法（指標、データ取得頻度、評価方法） ・管理基準の考え方（絶対評価と傾向管理の関係整理を含む） ・基準ごとの対応アクション ・現場適用上の課題 （4）手引き改定（案）の作成 （1）～（3）を踏まえ改定案を作成する。 主な整理事項は以下のとおりとする。 ・傾向管理主体の状態監視手法 ・管理基準の統一 ・基準ごとの対応アクション（点検、経過観察、部品交換等） ・運用フロー及び判断手順 ・実証事例の総括及び反映 あわせて改定前後比較表を作成し、主要な変更点を整理する。	1 式	

3 「UAV を活用した機能診断調査マニュアル（案）」の改定検討	ストックマネジメント技術高度化事業において実施された、UAV を活用した機能診断調査の実証事例（23 事例）について整理・分析を行い、その結果を基に、「UAV を活用した機能診断調査マニュアル（案）」の改定（案）を作成する。 なお、改定方針は以下のとおりとする。 （1）事例編を単独章として新設し、事例は以下の工種別に記載する。 ・ダム、頭首工、機場建屋、水槽、開水路 （2）実証事例の整理・分析結果に基づき、工種ごとに、概要、適用性、留意点を整理し、マニュアル本文に反映する。 （3）各工種において代表的な個別事例を抽出し、当該事例の調査条件、実施内容及び結果の概要を整理し、参考事例として記載する。	1 式	
4 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
5 点検取りまとめ	各作業項目について成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	